

## 岩上橋（市道鞍馬7号線）老朽化修繕

【京都市左京区鞍馬本町地内】



【対策前】

- 平成31年度に、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく定期点検を行った結果、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態となっていた。

【対策後】

- 令和4年度に防食機能を回復するための修繕を行い、利用者の安全を確保した。
- 橋りょうの機能を回復・維持し、施設の長寿命化を図った。